



文京区  
シンボルマーク



# 区報 ふんきよ

文京区地域福祉保健計画「中間のまとめ」特集号

令和2年  
(2020) 12/4

発行/文京区  
編集/福祉部福祉政策課・障害福祉課・介護保険課  
〒112-8555 文京区春日1-16-21

代表 ☎ (3812) 7111  
<https://www.city.bunkyo.lg.jp/>

▲区制70周年を契機に  
制定した区のシンボ  
ルマークです。

## 文京区地域福祉保健計画「中間のまとめ」 の概要をお知らせします

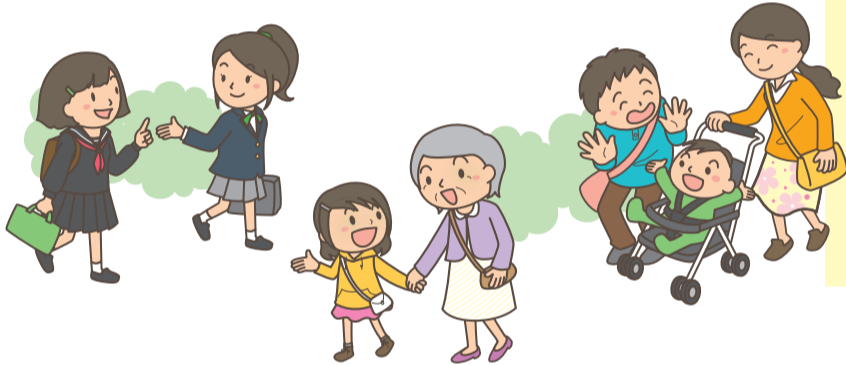
区では、現在、地域福祉保健を取り巻く現状や多様化する区民のニーズを踏まえ、今後3年間(令和3年度～令和5年度)の福祉保健施策の方向性を明らかにし、施策を総合的かつ効果的に推進することを目的に「文京区地域福祉保健計画」の策定を進めています。

このたび、区民、学識経験者等から構成される地域福祉推進協議会での検討を踏まえて、「中間のまとめ」を作成しましたので、本特集号でその概要をお知らせするとともに、広く区民の皆さんからのご意見を募集します。

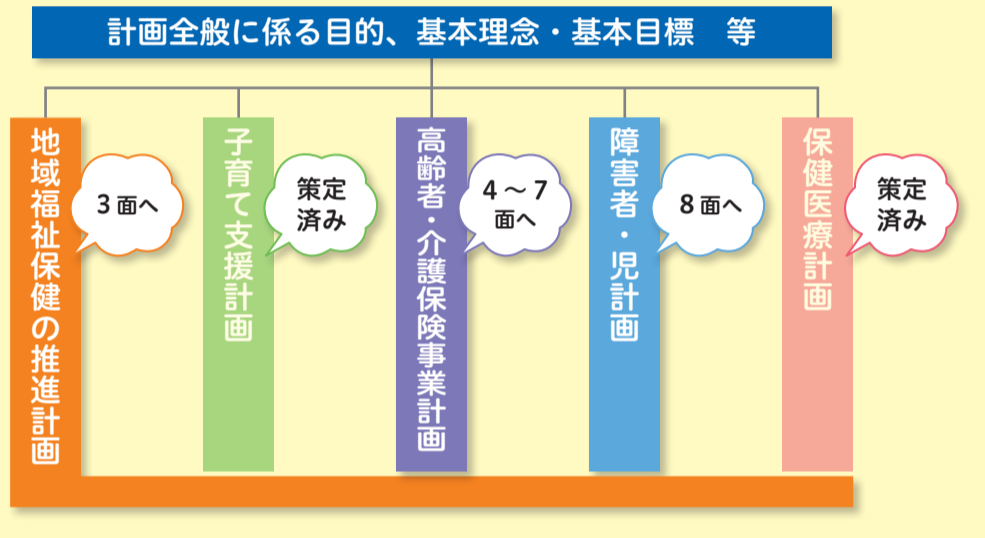


### 地域福祉保健計画とは？

本計画は、計画全般に係る目的、基本理念・基本目標等を取りまとめた総論と、「子育て支援計画」、「高齢者・介護保険事業計画」、「障害者・児計画」、「保健医療計画」及び地域福祉保健全般にかかわる施策等を取りまとめた「地域福祉保健の推進計画」の5つの分野別計画から構成される福祉保健施策を推進するための基本となる総合計画です。



### 地域福祉保健計画



※保健医療計画及び子育て支援計画は、今回は策定の対象外です。

### 中間のまとめ(全文)の閲覧と意見募集

「中間のまとめ」の全文は、区ホームページに掲載するほか、行政情報センター(シビックセンター2階)、地域活動センター及び図書館でご覧になれます。

「中間のまとめ」に対するご意見をお寄せください。

**提出期限** 令和3年1月4日(月)必着

**提出方法** 本特集号に掲載したはがき、FAX、区ホームページの申込フォーム又は福祉政策課への持参などご提出ください。様式は問いませんが、必ず住所と氏名を記入してください。

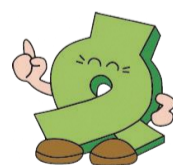
**提出先** 福祉部福祉政策課福祉企画係  
〒112-8555 文京区春日1-16-21 文京シビックセンター11階 北側  
FAX(5803)1357

区ホームページには、右記二次元コードからアクセスできます→



いただいたご意見等に対する個別の回答は行いませんが、意見等の集計がまとまり次第、個人情報を除き、区ホームページ等で公表します。

### 区民説明会の開催



地域福祉保健計画「中間のまとめ」について、説明会を開催します。本計画は、5つの分野別計画で構成されるため、すでに策定済みの子育て支援計画及び保健医療計画を除く、3つの分野別計画について説明を行います。

日 時	会 場	定 員
12月12日(土) 10:00～11:30	シビックセンター 3階 障害者会館A・B	各回15人程度
12月16日(水) 18:30～20:00		

※直接会場にお越しください。各回の説明内容は同じです。

※就学前児の同伴も可能です。保育(2歳～就学前児)希望者は、

各回の4日前までに電話で福祉政策課☎(5803)1201にご連絡ください。

### 問合せ先

- 1・2・3面 ●地域福祉保健計画全般  
○「地域福祉保健の推進計画」について  
福祉政策課福祉企画係  
☎(5803)1201
- 4・5・7面 ●「高齢者・介護保険事業計画」について  
介護保険課介護保険管理係  
☎(5803)1389
- 8面 ●「障害者・児計画」について  
障害福祉課障害福祉係  
☎(5803)1211

☆区報特集号は新聞(朝日、毎日、読売、産経、東京、日本経済)折込で区内世帯に配布しています。そのほか、区の施設などに置いてあります。

# 計画の基本的な考え方

## 基本理念

## 基本目標

### ●人間性の尊重

だれもが、個人として尊ばれ、人間性が生かされるとともに、人権が尊重される地域社会を目指します。

### ●自立の支援

だれもが、自分の意思に基づき、自らの選択のもとに自立した生活を営み、自己実現できるよう支援します。

### ●支え合い認め合う地域社会の実現

ノーマライゼーション※1やソーシャルインクルージョン※2の理念に基づき、だれもが、主体的に社会参加でき、相互に人格と個性を尊重し、支え合い、ダイバーシティ※3を推進する地域社会の実現を目指します。

### ●健康の保持・増進

だれもが、健康で安全な生活を享受でき、生涯を通じて健康を保持・増進することができる地域社会を目指します。

### ●協働による地域共生社会の実現

だれもが、地域の課題を把握し、解決するための活動に、当事者意識をもって、主体的に参画・協働し、分野を超えてつながる地域づくりを推進します。

### ●男女平等参画の推進

一人ひとりが互いの人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮していきいきと暮らせる地域社会を目指します。

●だれもが、いきいきと自分らしく、健康で自立した生活を営める地域社会を目指します。

●だれもが、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、必要な福祉保健サービスを自らの選択により利用でき、互いに支え合う地域社会を目指します。

●だれもが、地域、暮らし、生きがいをともに創り、互いに高め合い、役割を持つことができる地域社会を目指します。

※1 ノーマライゼーション(normalization) 障害のある人もない人も、子どもも高齢者も、だれもが地域で普通(ノーマル)の生活を送ることを当然とし、共に支え合って普通の生活ができる社会を創造すること。また、その考え方をいう。  
 ※2 ソーシャルインクルージョン(social inclusion) すべての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合うという理念をいう。  
 ※3 ダイバーシティ(diversity & inclusion) 性別(性自認及び性的指向を含む。)、人種、国籍、宗教、経歴、障害の有無など人それぞれの「違い」を「多様性」として認め合い、互いを尊重し、だれもが暮らしやすい社会の実現を目指す考え方をいう。

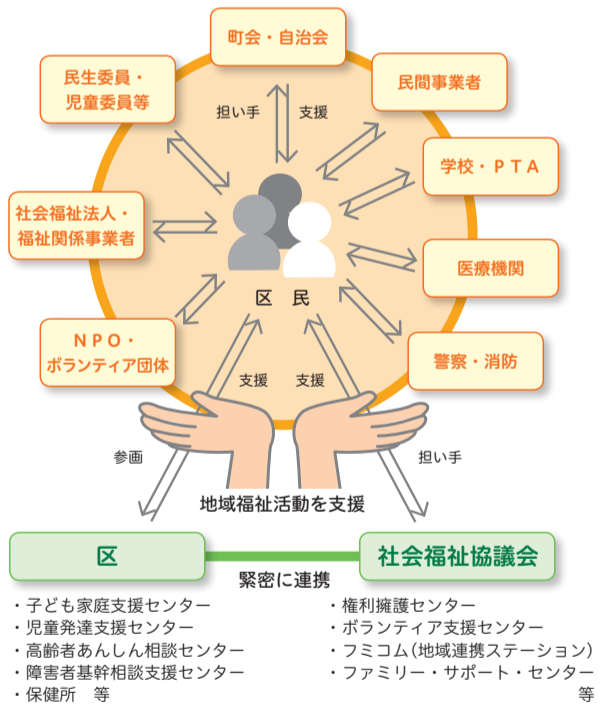
## 地域の連携と支え合いによる地域福祉保健の推進

地域では、区民、町会・自治会、民生委員・児童委員、福祉関係事業者、NPO、ボランティア団体など様々な主体が地域福祉保健の推進のために、日々主体的に活動しています。

本計画を推進していく上では、こうした地域による主体的な活動のすそ野をさらに広げ、様々な主体間の連携を強化するとともに、支援される人たちが時には支援する担い手として活躍するような地域ぐるみの支え合いを推進していくことが大切です。

区は、制度的に位置づけられた公的な福祉保健サービスを適切に提供するとともに、地域福祉の推進を担う社会福祉協議会と緊密に連携し、地域の主体的な活動への積極的な支援や様々な主体間の連携を図ることを通して、各主体と協働して地域ぐるみの支え合いを推進します。

### 主体間の連携を強化し地域ぐるみの支え合いを推進

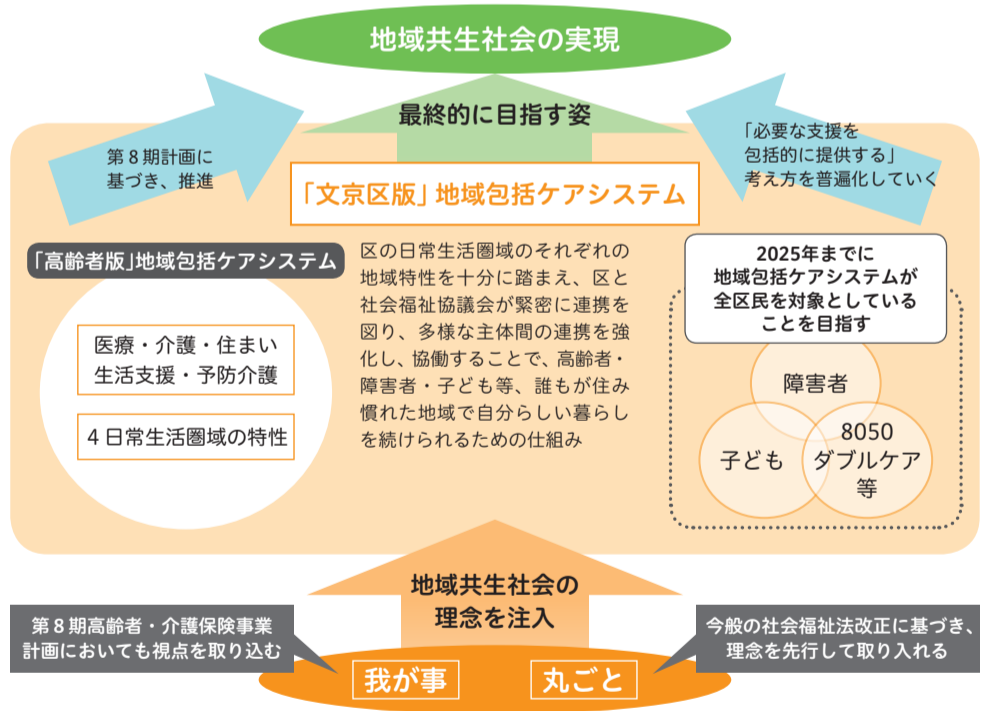


## 「文京区版」地域包括ケアシステムの構築・地域共生社会の実現に向けて

区ではこれまで、介護が必要になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるようにするため、介護だけでなく、医療や予防、生活支援、住まいを一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築を推進してきました。

第8期高齢者・介護保険事業計画に基づき、「高齢者版」地域包括ケアシステムを推進していくとともに、「必要な支援を包括的に提供する」という考え方を障害者や子ども等への支援にも普遍化することを目指します。また、高齢の親と無職独身の50代の子が同居している世帯(いわゆる「8050」)、介護と育児に同時に直面する世帯(いわゆる「ダブルケア」)など、課題が複合化していて、高齢者に対する地域包括ケアシステムだけでは適切な解決策を講じることが難しいケースにも対応できる体制の整備を進め、地域特性を踏まえた「文京区版」地域包括ケアシステムの構築を目指します。

これらの取組みについて不断の努力をもって進めていき、最終的には、だれもが地域・暮らし・生きがいをともに創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現を目指します。



## 新たな感染症への対策をふまえた今後の地域福祉保健活動のために

令和元年12月に発生した新型コロナウイルス感染症は、短期間で全世界にまん延し、日本においても経済社会のあり方と人々の行動に様々な変容を迫るものとなりました。特に感染リスクを避けるために外出を自粛したり、人と人の接触を控えることが求められることで、従来のような区民間の交流や社会参加の機会、また、日常の地域での見守りといった地域福祉が担う区民の協働による様々な活動も難しい状況となっています。このような健康危機の発生により、公衆衛生行政及び活動の重要性が再認識されるとともに、「新しい日常」のもと、人々の生活を営む上で必要不可欠である「人と人とのかわり」を絶やさないための地域福祉保健活動の基盤整備、体制強化が必要です。

こうした背景を踏まえ、文京区では、区民の社会的孤立を防ぎ、区民のセーフティネットを確保するため、感染リスクや感染に対する不安を軽減するための対策を図り、地域

における相談支援や見守り体制を強化していきます。加えて、福祉サービス基盤を維持するための事業者や支援の担い手に対するサポートを行い、ともに支えあう地域社会づくりに取り組みます。

新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症と共存した社会を目指すにあたり、多様化・複雑化する福祉保健ニーズに対応するため、公衆衛生看護活動を行う専門職である保健師が活躍できる幅を広げてまいります。感染症対策等の保健衛生分野から高齢者福祉、介護保険、障害者福祉、子育て支援等の福祉分野に至るまで、あらゆる年代や健康課題を持つ区民を対象に専門性を活用した支援方法を検討しつつ、よりきめ細やか、かつ組織的な働きかけを行ってまいります。保健師活動が求められる分野の拡大をふまえて、保健師を各部門に適正に配置することで、分野横断的・包括的に取り組むことのできる多職種協働の体制整備を検討してまいります。

そして、「文京区版」地域包括ケアシステムを推進していくにあたり、保健、医療、福祉、介護等の各分野及び関係機関、区民等と連携し、区民のいのちと暮らしを守ります。

# 地域福祉保健の推進計画

令和3年度～令和5年度



## 策定の目的 (趣旨)

少子高齢化の進行、単身高齢者や高齢者のみの世帯の増加、地域社会の連帯感の希薄化など社会状況が大きく変化する中、国においては、平成28年6月「ニッポン一億総活躍プラン」を閣議決定し、同年7月に「我が事・丸ごと地域共生社会実現本部」を立ち上げ、子ども・高齢者・障害のある方などすべての人々が地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことが出来る「地域共生社会」の実現を提唱しました。

また、令和2年6月に「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」の公布があり、包括的な支援体制の整備その他地域福祉のために必要な措置を講ずるに当たり、保健医療、労働、教育、住まい、及び地域再生に関する施策との連携に関する視点が盛り込まれました。加えて、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境整備を一体的かつ重層的に整備することも求められています。

区はその対応として、複合的な問題や制度の狭間の問題に対応すべく、包括的な支援体制づくりに努めていく必要があると同時に、抱えている問題が深刻化し、解決が困難な状態となる前に早期に発見して支援につなげていく「予防的福祉」を推進する必要があります。

そこで、だれもが住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、新型コロナウイルス感染症等の新たな感染症と共存した「新しい日常」を踏まえた、自助・互助・共助・公助を組み合わせ、区民、町会・自治会、NPO、ボランティア団体、民間事業者など地域の多様な主体と区がそれぞれの役割を担いながら、力を合わせて地域課題の解決を図るべく、本計画を策定します。

なお、他の福祉の各分野における共通的な事項等を記載する地域福祉計画として組織・分野横断的に関する事項を掲載するとともに、成年後見制度利用促進計画として権利擁護の推進に関する事業等を記載しています。



## 主要項目と主な計画事業

### 1 ともに支え合う地域社会づくり

- 1 「我が事」の意識醸成と地域人材の発掘・育成を通じた地域福祉活動の活性化

#### 1-1 小地域福祉活動の推進

事業概要

地域福祉コーディネーターを配置し、町会・自治会単位の小地域で起きている課題を掘り起こし、その解決に向けた取組を地域の人とともに考え、関係機関等と連携することで「個別支援」や「地域の生活支援の仕組みづくり」を行い、地域の支え合い力を高めます。また、地域で解決できない問題や、既存の制度・サービスがない課題を解決する仕組みづくりを行います。事業は社会福祉協議会が実施します。

### 2 安心して暮らせる環境の整備

- 1 多様で複合化した課題を「丸ごと」受け止める、包括的な支援体制の整備
- 2 生活福祉要援護者等への支援
- 3 福祉保健サービスの利用支援と権利擁護の推進

#### 1-1 地域の支え合い体制づくり推進事業

事業概要

地域住民が自主的に地域の課題解決を図る活動に寄与するため、不足するインフォーマルな資源の開発に取り組む事業(サロンぷらす事業)に対して、立上げ及び事業運営に必要な補助を実施します。また、介護予防・日常生活支援総合事業としての「住民主体の通いの場」(かよい〜の)の立上げに必要な補助についても、本事業で実施し、住民主体の活動を支援します。補助は社会福祉協議会を通じて実施します。

#### 2-3 成年後見制度利用支援事業

事業概要

成年後見制度の利用に要する費用のうち、申立てに要する経費を負担することが困難である者に対し、その費用を社会福祉協議会を通じて助成します。また、後見人等の報酬に係る費用を負担することが困難である者に対し、その費用を助成します。

#### 2-1 文京区版ひきこもり総合対策 **新**

事業概要

ひきこもり状態にある方の自立を支援するため、義務教育終了後の全年齢の方を対象に「ひきこもり等自立支援事業(STEP事業)」(Support支援/Talk相談/Experience経験/Place居場所)を行います。また、令和2年4月より「文京区ひきこもり支援センター」を設置し、ひきこもり支援の総合窓口として、ご本人やご家族等からの相談を受けるとともに、関係機関と連携しながら支援を行います。

### 3 ひとにやさしいまちづくり

- 1 まちのバリアフリー、ユニバーサルデザインの推進
- 2 心のバリアフリーの推進
- 3 情報のバリアフリーの推進
- 4 災害時の自助・互助・共助・公助による安全・安心の確保

#### 2-1 地域づくり推進事業 **新**

事業概要

地域の支え合い活動や日常的な相談の中心となる「多機能な居場所(つどい〜の)」づくりを展開する者に対して、開設・事業運営に必要な補助を、社会福祉協議会を通じて実施します。また、「多機能な居場所」における住民による相談の支援と、広域の相談体制のコーディネートを行う相談支援包括化推進員(地域福祉コーディネーターが兼務)を配置し、8050やダブルケア等の複合的な課題や制度等の狭間にある課題への対応を図るとともに、重層的な相談支援体制を推進します。事業は社会福祉協議会を通じて実施します。

#### 3-4 福祉避難所の拡充

事業概要

避難所で避難生活が著しく困難な方を一時的に受け入れ、保護するための二次避難所である福祉避難所について、区内に存する福祉関連施設等と連携・協力して設置箇所数の拡大を図るとともに、福祉避難所が機能するよう設置及び運営方法に関する検討を進めます。

#### 2-3 権利擁護支援に係る地域連携ネットワークの構築

事業概要

成年後見制度利用促進計画で定められた広報機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能、後見人支援機能等を備えた、権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築します。このネットワークを推進する中核機関を文京区社会福祉協議会に委託し、権利擁護センターとの有機的な連携を図りながら、福祉・法律の専門職による専門的助言等の確保、支援を必要とする区民の早期発見と継続的な支援に資する関係機関の連携体制の強化を図るとともに、市民後見人を含む後見人の担い手の育成等の検討を行うことで、制度の利用促進を図ります。



# 高齢者・介護保険事業計画

令和3年度～令和5年度

## 策定の目的 (趣旨)

本区では、現在、区民の約5人に1人が高齢者となり、また、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯も増加傾向にあります。今後、高齢者の増加が急速に進むことが見込まれる中、生産年齢人口の減少の影響等により、医療サービスや介護保険サービスなどの社会保障制度の持続可能性が求められています。さらに、家族の介護等を理由とする介護離職、増加が見込まれる認知症高齢者の対応、介護と育児に同時に直面するダブルケア、18歳未満の子どもがケアの責任を引き受け家族のケアなどを行うヤングケアラーなどが課題となっています。一方で、新型コロナウイルス感染症などの新たな感染症の出現や拡大は、地域の介護サービス基盤に大きな影響を与えることが懸念されており、対応が課題となっています。

国においては、2017年(平成29年)6月に、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が公布され、「地域包括ケアシステムの深化・推進」の観点から、「自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進」や「医療と介護の連携の推進」などが盛り込まれました。

さらに、2020年(令和2年)6月に、すべての人々が地域、暮らし、いきがいとともに創り、高め合うことができる社会の実現のため、包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点で「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が公布されました。

本区では、これらを踏まえ、2025年(令和7年)及び2040年(令和22年)を見据えた中・長期的視点に立ち、これまで進めてきた地域包括ケアシステム構築の取組をさらに推進するとともに、高齢者を取り巻く諸課題に引き続き対応し、高齢者が住み慣れた地域で安心して豊かに暮らし続けられる地域づくりを実現するため、高齢者・介護保険事業計画(令和3年度～令和5年度)を策定します。



## 主要項目と主な計画事業

### 1 地域でともに支え合うしくみの充実

- 1 高齢者等による支え合いのしくみの充実
- 2 医療・介護の連携の推進
- 3 認知症施策の推進
- 4 家族介護者への支援
- 5 相談体制・情報提供の充実
- 6 高齢者の権利擁護の推進

#### 1-1 ハートフルネットワーク事業の充実

事業概要

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう、関係協力機関、高齢者あんしん相談センター及び区が相互に連携して地域全体で高齢者の見守り、声かけ等を行うとともに、異変等を発見した場合には迅速に対応できる体制を構築します。

#### 1-3 認知症検診等事業 新

事業概要

認知症に関する正しい知識・理解の普及啓発と、本人による認知症の早期の気づきを支援するため、55歳から75歳までの5歳ごとの節目検診を実施します。検診では、認知機能測定でデジタルツールによる脳の健康度測定を行い、結果について医師からのアドバイスのほか、必要に応じて医療機関や看護師による6か月間の支援等につなげます。

### 2 在宅サービス等の充実と多様な住まい方の支援や取組

- 1 介護サービスの充実
- 2 ひとり暮らし・身体能力が低下した高齢者等への支援
- 3 介護サービス事業者への支援
- 4 介護人材の確保・定着への支援
- 5 住まい等の確保と生活環境の整備

#### 2-1 地域密着型サービス

事業概要

高齢者が要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた自宅や地域での生活を継続できるよう、地域の特性に応じたサービスを提供します。また、民間事業者による地域密着型サービス事業所の整備を促進します。

#### 2-4 介護人材の確保・定着に向けた支援

事業概要

介護人材の確保・定着を促進するため、介護職員に対する住宅費補助や、将来の介護サービスの担い手となる学生等を対象とした区内介護事業所等見学ツアー、出張講座、介護の魅力伝えるイベントの実施、啓発冊子の作成・配布等を行います。さらに、介護従事者の専門性の向上や職員の職場定着を目的とした資格取得支援や研修の実施、新たな介護人材としての外国人の受け入れに対する支援など、包括的な事業を介護サービス事業者と連携し行います。

#### 2-5 特別養護老人ホームの整備、旧区立特別養護老人ホームの大規模改修

事業概要

施設入所が必要な高齢者の増加に対応するため、公有地等の活用を図りながら民間事業者に対する支援を行い、特別養護老人ホームの整備を進めます。  
また、老朽化が進んでいる旧区立特別養護老人ホームについて、施設入所が必要な高齢者を支援するための良好な環境の整備を推進するため、大規模改修を実施します。

### 3 健康で豊かな暮らしの実現

- 1 健康づくりの推進
- 2 フレイル予防・介護予防の推進
- 3 日常生活支援の推進
- 4 生涯学習と地域交流の推進

#### 3-2 文の京フレイル予防プロジェクト 新

事業概要

高齢者の虚弱(フレイル)を予防するため、フレイルチェックなどの取組を、区内の住民主体の通いの場などと連携して実施します。フレイルチェックは、健康運動指導士等の専門職からなる「フレイルトレーナー」の助言を受けながら、専門の研修を受けた区民からなる「フレイルサポーター」が中心となって主体的に運営します。

### 4 いざという時のための体制づくり

- 1 避難行動要支援者等への支援
- 2 災害に備える住環境対策の推進
- 3 災害等に備える介護サービス事業者への支援

#### 3-4 地域介護予防支援事業(通いの場)

事業概要

介護予防のための体操等とともに、住民同士の助け合い・支え合い活動を積極的に推進していきます。

#### 4-3 介護サービス事業者の事業継続計画マニュアル等の作成支援、災害等に関する情報提供・研修会の実施

事業概要

介護保険施設や介護サービス事業所を運営する事業者が、入所者や利用者を災害や新たな感染症等から守るとともに、そのような状況が発生した際にも必要なサービス提供を継続して行うための事業継続計画マニュアルの作成等を支援します。また、災害や新たな感染症等に関する取組に対し、必要な情報提供及び研修を行います。

## 第8期計画における介護保険料の算定について

介護保険制度の安定的な運営のための財源は、利用者負担を除いた介護給付費を、国・東京都・文京区で負担する公費(50%)と、40歳以上の被保険者が負担する保険料(50%)で負担しています。このうち、65歳以上の方(第1号被保険者)の負担割合は23%となる予定です。区では、介護保険法に基づき3年ごとに策定する介護保険事業計画において、今後3年間に見込まれる介護サービスの利用量に係る介護給付費や地域支援事業費の見込みにより第1号被保険者の介護保険料を決めています。

そのため、過去の実績及び今後の高齢者人口の推移を基に、第8期計画期間3年間の介護給付費と地域支援事業費及び介護保険料基準額を以下のとおり見込みました。

### 介護保険事業費の実績と見込み(令和2年10月現在)

		介護給付費(円)	地域支援事業費(円)
第7期	実績	平成30年度	7億6千万
		令和元年度	7億4千万
		2年度	7億9千万
		計	22億9千万
第8期	推計	令和3年度	8億2千万
		4年度	8億2千万
		5年度	8億3千万
		計	24億7千万

### 第1号被保険者の保険料(令和2年10月現在)

第8期(令和3~5年度)

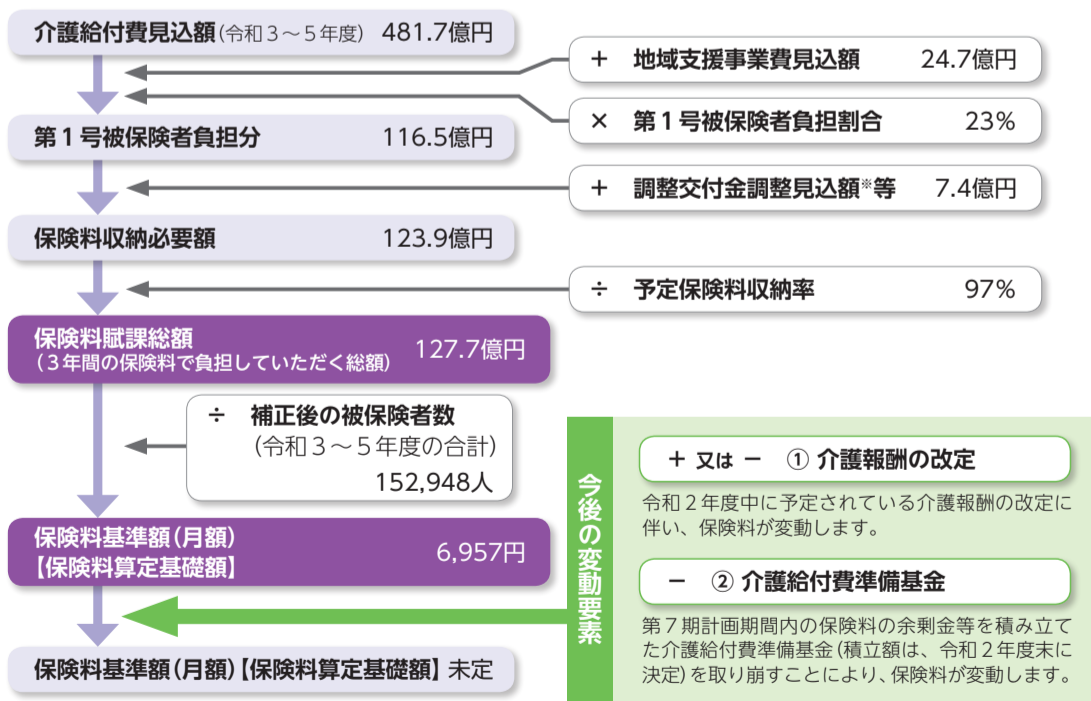
所得段階	対象者	基準額に対する割合	年額保険料(月額保険料)(円)	第7期との差額(円)	
第1段階	・生活保護の受給者 ・世帯全員が住民税非課税で本人が老齢福祉年金の受給者 ・世帯全員が住民税非課税かつ本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	0.30	25,000 (2,000)	3,300 200	
第2段階	世帯全員が 住民税非課税	80万円超120万円以下	37,600 (3,100)	5,100 400	
第3段階		120万円超	58,400 (4,800)	7,800 600	
第4段階	本人が住民税非課税で 世帯に住民税課税者が いる	本人の課税年金収入額と 合計所得金額の合計 80万円以下	80万円以下	71,000 (5,900)	9,600 800
第5段階 (基準額)			80万円超	83,500 (6,900)	11,300 900
第6段階	本人が住民税課税	合計所得金額	120万円未満	96,000 (8,000)	12,900 1,100
第7段階			120万円以上200万円未満	104,400 (8,600)	14,100 1,100
第8段階			200万円以上300万円未満	116,900 (9,700)	15,800 1,300
第9段階			300万円以上400万円未満	137,700 (11,400)	18,500 1,500
第10段階			400万円以上500万円未満	150,300 (12,500)	20,300 1,700
第11段階			500万円以上750万円未満	175,300 (14,600)	23,600 2,000
第12段階			750万円以上1,000万円未満	208,700 (17,300)	28,100 2,300
第13段階			1,000万円以上2,000万円未満	233,800 (19,400)	31,500 2,600
第14段階			2,000万円以上3,000万円未満	267,100 (22,200)	35,900 3,000
第15段階			3,000万円以上	292,200 (24,300)	39,400 3,300

参考(第7期 最終年度 令和2年度)

基準額に対する割合	年額保険料(月額保険料)(円)
0.30	21,700 (1,800)
0.45	32,500 (2,700)
0.70	50,600 (4,200)
0.85	61,400 (5,100)
1.00	72,200 (6,000)
1.15	83,100 (6,900)
1.25	90,300 (7,500)
1.40	101,100 (8,400)
1.65	119,200 (9,900)
1.80	130,000 (10,800)
2.10	151,700 (12,600)
2.50	180,600 (15,000)
2.80	202,300 (16,800)
3.20	231,200 (19,200)
3.50	252,800 (21,000)

\*月額保険料は、目安として百円単位で表示しています。  
\*第1段階~第3段階までの基準額に対する割合については、保険料軽減実施後の割合です。  
(本来の割合) 第1段階...0.50 第2段階...0.70 第3段階...0.75

### 第1号被保険者の保険料基準額の算定手順(令和2年10月現在)



\*調整交付金調整見込額とは、国が負担する財政調整交付金が減額された場合に、第1号被保険者の保険料で補われるもの。

### 現役世代並み所得者の利用者負担割合の見直し(平成30年8月施行)

世代間・世代内の公平性を確保しつつ、制度の持続可能性を高め、必要なサービスを提供できるようにするため、2割負担者のうち一定以上の所得者の利用者負担割合を3割に見直しました。3割負担とする基準は、「合計所得金額220万円以上」かつ「年金収入とその他の合計所得金額340万円以上(夫婦世帯で463万円以上)」です。



差出有効期限  
令和3年  
1月4日まで  
(切手不要)

郵便はがき

112-8711 006

文京区福祉部 福祉政策課

文京区春日一丁目十六番二十一号

行

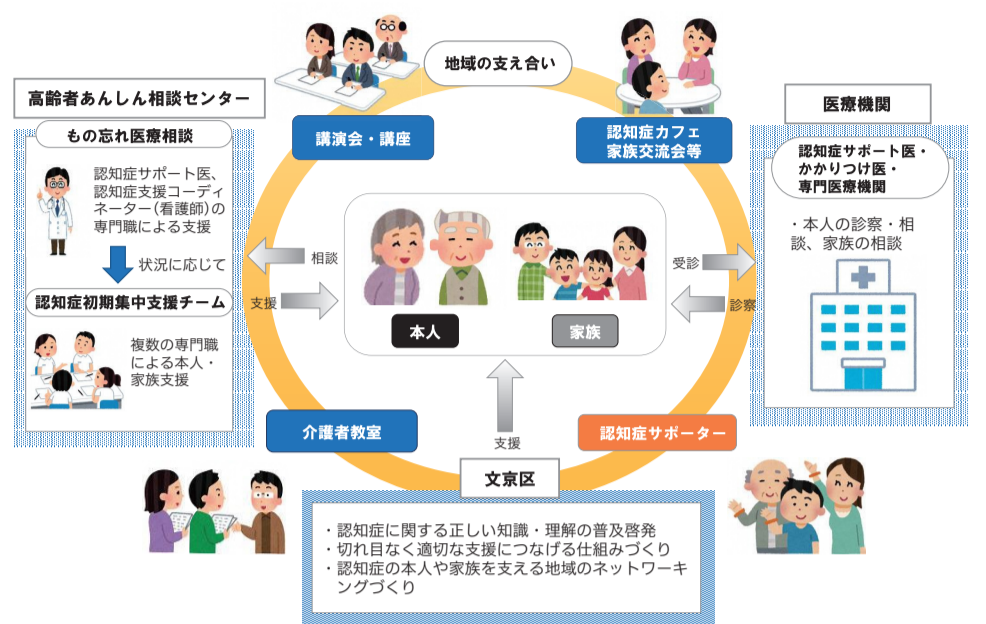
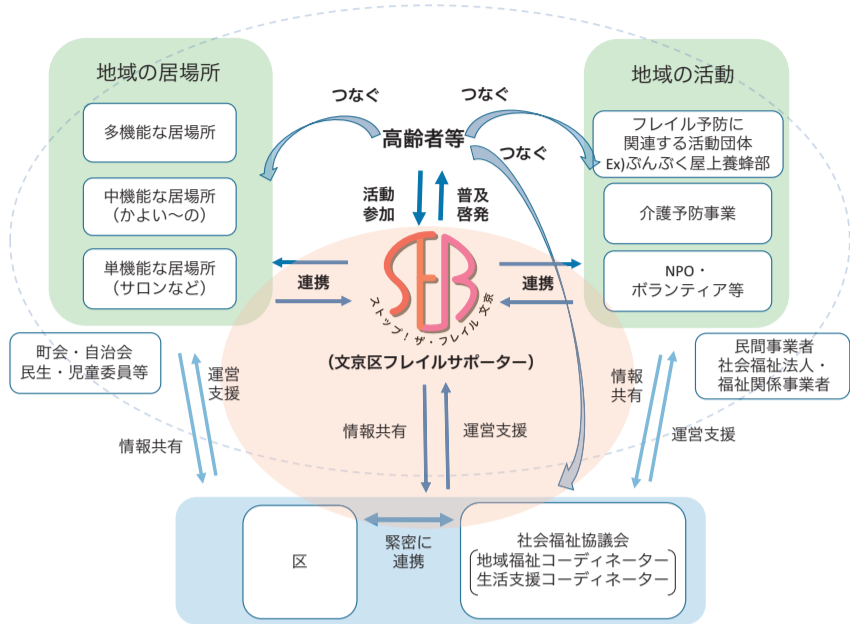


住所 (所在地)	
氏名 (名称)	



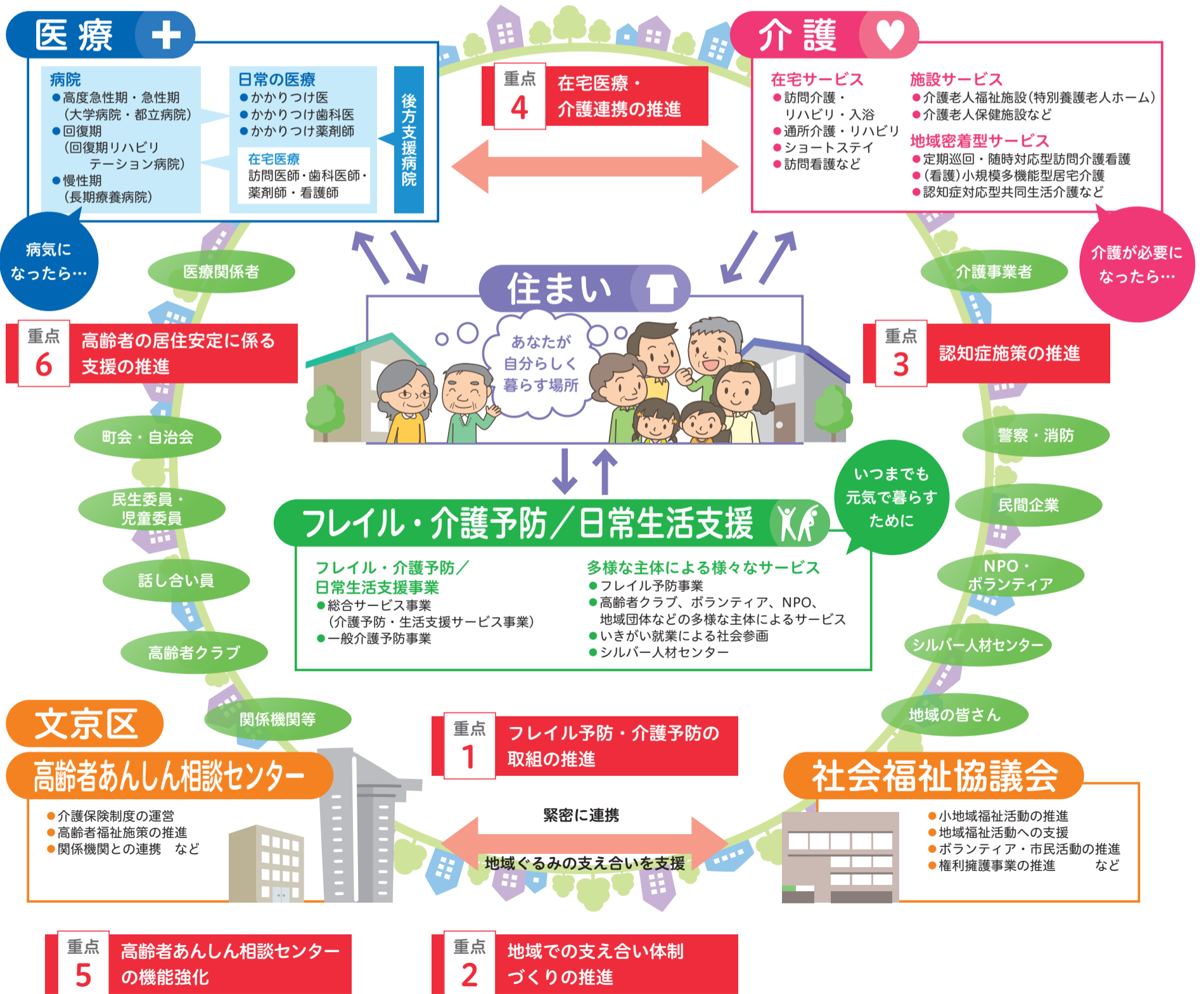
フレイル予防の展開イメージ

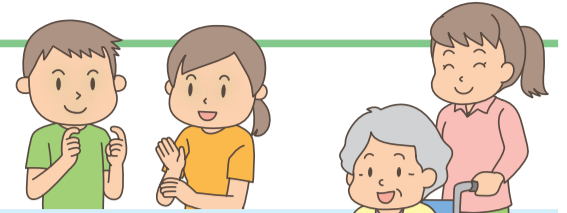
認知症の本人とその家族を支える地域づくり推進のイメージ



高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らせるまちへ

～「地域包括ケアシステム」のイメージ図～





# 障害者・児計画

令和3年度～令和5年度

## 策定の目的 (趣旨)

わが国が平成26年1月に批准した障害者権利条約では、障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現について定めています。区においても、ノーマライゼーションやソーシャルインクルージョンの理念のもと、障害のある人もない人も地域でともに暮らし、ともに活動できる社会の実現に向けた取組をより一層進めていくことが重要です。

また、障害者差別解消法及び東京都障害者差別解消条例で掲げられている障害者に対する合理的配慮<sup>※4</sup>については、国及び都の基本方針に沿って、区としても周知・啓発など具体的な取組を着実に進めていくこととしています。加えて、障害の特性や多様なニーズに対応できる専門的・有機的な相談支援体制の構築を図るとともに、ライフステージに応じた切れ目のない支援、一人ひとりの状態に応じた適切なサービス等を提供し、その人らしい生活を送るための支援が求められています。

こうした状況に着実に対応していくため、障害者・児施策の考え方と取組を示した「障害者・児計画」を策定します。本計画に基づき、障害の有無にかかわらず、お互いに人格と個性を尊重し、支え合いながらともに生きる地域共生社会の実現を目指していきます。

※4 合理的配慮 障害のある人もない人も、互いに生き方や生きがいを尊重し、支え合い、ともに暮らしていくために必要な配慮。例えば、障害者が継続して仕事ができるよう人的な支援や職場環境の改善を雇用者が行うことや、障害者が円滑に移動できるように支援すること(過度の負担とならない範囲)が該当する。

## 主要項目と主な計画事業

### 1 自立に向けた地域生活支援の充実

- 1 個に応じた日常生活への支援
- 2 事業者への支援・指導
- 3 生活の場の確保
- 4 地域生活への移行及び地域定着支援
- 5 生活訓練の機会の確保
- 6 保健・医療サービスの充実
- 7 経済的支援

#### 1-1 日中活動系サービス施設の整備

事業概要 障害者の就労支援や創作活動等に係る場をより確保するために、整備費等補助制度の拡充により活用の推進を図るなどして、民間事業者誘致による日中活動系サービスの施設整備を促進します。

#### 1-1 地域生活支援拠点の整備

事業概要 障害者が安心して地域生活を送ることができるよう、主に相談支援と関係機関のネットワークづくりのための拠点を、令和3年度に駒込地区・富坂地区、令和4年度に大塚地区に整備します。(本富士地区の拠点については、令和元年度に整備済み。)

### 2 相談支援の充実と権利擁護の推進

- 1 相談支援体制の整備と充実
- 2 権利擁護・成年後見等の充実

#### 2-1 相談支援事業

事業概要 障害者等の福祉に関する各問題について、障害者・児やその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供や障害福祉サービスの利用支援を行うとともに、障害者・児の権利擁護のために必要な援助を行います。  
また、障害者基幹相談支援センターにおいては、地域の相談事業者等への助言・人材育成等により相談支援の質を向上させる取組を行うとともに、地域の相談支援体制の強化を推進します。

#### 2-1 地域自立支援協議会の運営

事業概要 協議会とその下に設置される5つの専門部会において、障害者等が自立した生活を営むことができるよう、関係機関等と障害福祉に関する課題についての協議を行い、地域の障害者等を支援する方策を推進します。

### 3 安心して働き続けられる就労支援

- 1 就労支援体制の確立
- 2 職場定着支援の推進
- 3 福祉施設等での就労支援
- 4 就労機会の拡大

#### 3-1 障害者就労支援の充実

事業概要 障害者の社会参加と自立を促進するため、就労に関する相談・支援等について、障害者就労支援センターを中心に実施します。多様化している障害特性や働き方へのニーズに応じた専門性の高い支援やコーディネート力の強化、増加する新規登録者・就労者に対する定着支援、生活支援等、地域の拠点としての機能の充実を図ります。

### 4 子どもの育ちと家庭の安心への支援

- 1 障害のある子どもの健やかな成長
- 2 相談支援の充実と関係機関の連携の強化
- 3 乳幼児期・就学前の支援
- 4 学齢期の支援
- 5 障害の有無に関わらず、地域で過ごし育つ環境づくり

#### 4-2 医療的ケア児支援体制の構築

事業概要 医療的ケア児が、未就学期・学齢期・成人期のライフステージに応じて円滑かつ適切な支援を受けられるよう、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関による協議の場を設置し、適切な支援体制の構築に向けた課題・対策等についての協議を行います。

### 5 ひとにやさしいまちづくりの推進

- 1 まちのバリアフリーの推進
- 2 心のバリアフリーの推進
- 3 情報のバリアフリーの推進
- 4 防災・安全対策の充実
- 5 地域との交流及び文化活動・スポーツ等への参加支援
- 6 地域福祉の担い手への支援

#### 4-3 障害児通所支援事業所の整備 **新**

事業概要 重症心身障害児や医療的ケア児等が地域の中で児童発達支援や放課後等デイサービス等の必要な支援が受けられるよう、整備費等補助制度を創設し、民間事業者による障害児通所支援事業所の施設整備を促進します。

#### 5-2 障害及び障害者・児に対する理解の促進(理解促進研修・啓発事業)

事業概要 障害者・児が住み慣れた地域社会において、差別や偏見なく地域の一員として育ち暮らし続けていけるよう、障害の特性や障害のある人に対する理解を深めるとともに、共生社会の実現を図ることを目的とした周知・啓発活動を行います。